

# 鳥取縣公報

## 告示

### 鳥取縣告示第三百五十二号

鳥取県協同農業普及事業に従事する専門技術員審査規則に基いて実施した昭和二十六年年度専門技術員資格審査の合格者は次の通りである。

昭和二十六年八月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

専門項目	氏名
農業経営	永松 三衛
畜産	林 正夫
同	天野 次郎
同	末次 一男

### 鳥取縣告示第三百五十六号

昭和二十六年八月七日 火曜日  
第二千二百三十三号

精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十七條の規定による精神衛生吏員の証を次のように交付並びに返納した。

昭和二十六年八月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号	職名	氏名	交付又は返納の別
第一号	鳥取県事務吏員	坂田董九郎	交付
第二号	"	筒井 勳	"
第一号	技術吏員	中村 徳藏	返納
第二号	事務吏員	山本 一夫	"

### 鳥取縣告示第三百五十七号

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十号）第十五條第三項の規定により次の通り造林計画を変更した。

本書ノ大キサハ國定規格A五階

00293

昭和二十六年八月七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治  
(法第十五條第三項規則第十五條第一項)

番 号	造林地の所在	地目地積	指定年月日	計	変更年月日	解除年月日	変更の内容	変更解除の理由	備考
-----	--------	------	-------	---	-------	-------	-------	---------	----

7	岩美郡津ノ井村大字彌直谷字後	山林	一〇	昭和二十六年八月七日			国の管理に属する爲造	昭和二十五年七月二日自作農創設特	福田榮治
10	岩美郡津ノ井村大字生山字海谷四ツ	〃	五〇				林計画取消	別措置法に依る	井上光美

◆鳥取縣告示第三百五十八号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條の規定に基き羽合土地改良区より次のように理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十六年八月七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏名	住 所
故島 賢市	東伯郡長瀬村大字長瀬
酒井 正二	同
三谷 隆次	同
小林駿太郎	同
植原楠太郎	同
林 憲二	同

00294

津村信太郎	同	同	村大字田後
椿 定太郎	同	同	同
磯江俊之祐	同	同	同
宮本 慶治	同	同	村大字久留
河口 兼藏	同	同	村大字水下
仲倉 吉藏	同	同	郡上北條村大字大塚
岡本延次郎	同	同	郡花見村大字長江
岡本 勝吉	同	同	同
谷田 虎治	同	同	郡上井町大字清谷
福本 梅治	同	同	郡橋津村大字橋津
上村 金藏	同	同	村大字上橋津
角田 米藏	同	同	村大字赤池
清水 信藏	同	同	郡浅津村大字上浅津
米増 源市	同	同	村大字下浅津
土井善九郎	同	同	同
中本 春藏	同	同	村大字南谷
中本豊太郎	同	同	同
中井 信治	同	同	村大字下浅津

松本 正義 同 郡同 村大字南谷

◆鳥取縣告示第三百五十九号  
政府に売り渡すべき昭和二十六年産麦の売渡時期を食糧管理法施行規則第三條の規定により次のように定める。  
昭和二十六年八月七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治  
昭和二十六年八月三十一日まで

人事委員會規則

◆鳥取県人事委員會規則第一号  
鳥取県人事委員會事務局組織規則を次のように定める。  
昭和二十六年八月七日  
鳥取県人事委員會委員長 倉繁 良逸  
鳥取県人事委員會事務局組織規則  
第一條 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二條第六項の規定に基き、鳥取県人事委員會事務局(以下「事務局」という)の組織

00295

に關し必要な事項を規定することを目的とする。

第二條 事務局に左の職を置く。

- 事務局長
- 係長
- 主事
- 雇
- 備人

2 前項に定める職の外、必要があると認めるときは事務局次長及び囑託を置くことができる。

第三條 事務局長は委員会の指揮監督を受け事務局の局務を掌理する。

2 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 係長は上司の命を受け係の事務を掌理する。

4 主事は上司の命を受け事務に従事する。

5 雇は上司の命を受け事務を補助する。

6 備人は上司の命を受け雑務に従事する。

第四條 事務局に左の係を置く。

- 庶務係
- 審査係
- 給与係
- 職階係

第五條 庶務係は左の事務をつかさどる。

- 一、委員会の公印の管守に關すること。
- 二、委員会の人事一般に關すること。
- 三、委員会の予算、決算及び会計に關すること。
- 四、委員会の文書の受発及び保存に關すること。
- 五、委員会の會議に關すること。
- 六、委員会の広報に關すること。
- 七、その他、他係の主管に屬しないこと。

第六條 審査係は左の事務をつかさどる。

- 一、勤務時間その他勤務條件に關すること（給与に關する事項を除く）。
- 二、行政能率に關すること。
- 三、研修の総合企画に關すること。
- 四、職員団体の登録に關すること。

00296

五、不利益処分 of 審査等に關すること。

六、勤務條件に關する措置要求の審査等に關すること。

七、人事行政の運営についてなす勧告に關すること

(他係の主管に屬する事項に關するものを除く)。

八、人事機關及び職員に關する條例の制定又は改廢に

ついてなす意見の提出に關すること(他係の主管に屬する事項に關するものを除く)。

第七條 給与係は左の事務をつかさどる。

一、給与制度に關すること。

二、厚生福利制度に關すること。

三、公務災害補償制度に關すること。

四、勤務成績評定の総合企画に關すること。

第八條 職階係は左の事務をつかさどる。

一、職階制に關すること。

二、競争試験及び選考に關すること。

第九條 この規則で定めるものの外、必要な事項は委員会の承認を経て事務局長がこれを定める。

附則

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣人事委員會規則第二号

鳥取縣人事委員會議事規則を次のように定める。

昭和二十六年八月七日

鳥取縣人事委員會委員長 倉繁 良逸

鳥取縣人事委員會議事規則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第十一條第四項の規定に基き、人事委員會の會議(以下「會議」という。))及びその手續に關し必要な事項を規定することを目的とする。

(會議)

第二條 會議は、定例会及び臨時会とする。

(定例会)

第三條 定例会は、毎週火曜日午後一時から県庁舎内において開く。但し、必要に応じて日時及び場所を変更し

- 又は休会とすることができる。
- 2 定例会に附する事項及び前項の変更又は休会は、前回の会議に諮つて決定するを例とする。
- (臨時会)
- 第四條 臨時会は、委員長が必要と認めるとき又は委員二名の要求があつたとき委員長が招集する。
- 2 前項の場合においては、委員長は会議に附する事項並びに会議開催の日時及び場所を予め委員に通知しなければならぬ。
- (会議の公開)
- 第五條 会議は、委員の多数決により公開することができる。
- (関係者の意見)
- 第六條 会議に於て必要と認めるときは、関係者に意見を述べざる機会を与えることができる。
- (幹事)
- 第七條 事務局長及び事務局次長は、幹事として会議に出席する。
- (議事日程)

- 第八條 議事日程は、幹事が委員長の命をうけて作成する。
- 2 議事日程に掲載されていない事項は、委員過半数の同意によらなければ議題とすることができない。
- (議事録)
- 第九條 法第十一條第三項の議事録は幹事が作成し次の事項を記載するものとする。
  - 一、開会閉会に関する事項及びその年月日
  - 二、会議に附した議案の題目
  - 三、委員の意見の要旨
  - 四、証人、参考人の住所氏名職業並びにその証明説明の要旨
  - 五、議決事項
  - 六、諸般の報告
  - 七、次回会議に関する事項
  - 八、その他委員長又は会議において必要と認められた事項
- 2 議事録は委員及び幹事が署名なつ印しなければならぬ。
- 3 公開の会議の議事録についてはその寫を鳥取県人事委員会の定める場所において遅滞なく関係者の閲覧に供しなければならぬ。
- 附 則
- 1、この規則は公布の日から施行する。

### 教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第十七号

次の者に対し昭和二十六年五月二日教育職員免許狀を授与した。

昭和二十六年八月七日

鳥 取 県 教 育 委 員 會 記

中学校教諭(数、理)	昭二五中二普	藏多 宣夫	大 一四、七、一四	鳥取県鳥取市西品治七一〇
二級普通免	第三八九号			
(国、社)	三九〇	黒部 亨	昭 四、一、二七	八頭郡用ヶ瀬町一八四
(国、社)	三九一	古城浩三郎	明四〇、三、二三	新瀉県佐渡郡小木町小木六九六
(国、社)	三九二	影山 俊	三九、一、一七	鳥取県西伯郡庄内村高田五九六
(社、保体)	三九三	阿部 信文	四〇、二、二四	余子村高松一五三
(音、社)	三九四	中原 利男	四三、三、八	気高郡鹿野町鹿野一、五七七
(音)	三九五	朝倉 定子	昭 三、七、一〇	八頭郡賀茂町郡家三五二
(数、理)	三九六	篠村 昭二	二、九、三	西伯郡幡郷村大殿六六九
(英)	三九七	滝山 和子	四、六、一六	鳥取市大工町頭二ノ三
(英、社)	三九八	中村 健二	大 二、九、一三	岩美郡大岩村岩本三六一
(音、国)	三九九	小幡 義之	三、一、二七	八頭郡智頭町智頭九九

"	(職、理)	四〇〇	森田 泰徳	昭二、二、一一	"	東伯郡東鄉村川上七三七
"	(國、英)	四〇一	中井 良彦	" 五、一、二	"	淺津村下淺津二三四ノ二
"	(國)	四〇二	伏 美智恵	" 四、七、一六	"	鳥取市行徳町二九四
"	(國、社)	四〇三	市村 浩	" 四、六、三	"	氣高郡松保村里仁二八三ノ一
"	(職、理)	四〇四	仲倉 靖	" 四、二、六	"	東伯郡長瀬村水下一四二
"	(社、保体)	四〇五	松本 寛	" 三、九、二〇	"	日野郡日光村大内六四七
"	(社、國)	四〇六	鱈岡 數英	" 五、二、九	"	西伯郡余子村竹内一三一
"	(數、理)	四〇七	福樂 哲昭	" 五、一、三	"	東伯郡上北條村新田
"	(社)	四〇八	山里 一夫	" 四、三、二	"	米子市車尾四一七
"	(社、英)	四〇九	佐伯 昭定	" 四、一、八	"	東伯郡成美村出一七二
"	(職、國)	四一〇	朝倉 哲男	" 四、一、二	"	高城村岡一七四
"	(保体、職)	四一一	岡岡 一男	" 五、一、一六	"	下中山村下甲三一四
"	(國、理)	四一二	岩本 則子	" 六、一、九	"	八頭郡用瀬町用瀬四三〇
"	(理、數)	四一三	岩永通之介	" 五、一、一七	"	河原町袋河原二六〇
"	(家、國)	四一四	山田眞佐子	" 五、八、二二	"	鳥取市古市四六六
"	(家)	四一五	西尾あつ子	" 二、九、三〇	"	八頭郡八上村曳田九三五ノ二
"	(國、社)	四一六	前川 一郎	" 三、三、三一	"	岩美郡福部村浜湯山一、四九八
"	(社、保体)	四一七	河村 武夫	" 三、一、一七	"	八頭郡智頭町新見二六六

鳥取縣公報 第二千二百三十三号 昭和二十六年八月七日 (第三種郵便物認可)

"	(家、國)	四一八	藤田 光江	" 三、九、九	"	智頭一、六三六
"	(數、英)	四一九	福田 義人	" 大、四、九、一三	"	國中村池田三一八
"	(理、數)	四二〇	西口 義人	" 昭三、四、五	"	氣高郡明治村尾崎二七一
"	(國、社)	四二一	中河 龜雄	" 四、一〇、一八	"	千代水村徳吉
"	(社、國)	四二二	疋田 邦夫	" 大、一四、三、三〇	"	鳥取市西町一六九
"	(家、保体)	四二三	西尾 雅夫	" 昭五、一、二九	"	氣高郡東郷村中一四二
"	(英、國)	四二四	前田 節子	" 四、九、一八	"	大郷村金沢七二
"	(理、保体)	四二五	奥谷 博義	" 二、六、一四	"	大和村猪子二四五
"	(社、)	四二六	田中 昭彦	" 三、二、二九	"	明治村榎原五二
"	(保体、家)	四二七	表 昌	" 四、九、二	"	美穂村上味野二五四ノ一
"	(數、職)	四二八	田中 恭子	" 三、二、一	"	七四ノ一
"	(國、社)	四二九	河口昇之助	" 大、六、一、二二	"	鳥取市吉方六二〇
"	(理、數)	四三〇	西村 英子	" 昭二、一、一五	"	氣高郡大和村横枕三六五
"	(國、社)	四三一	大塚 堯子	" 三、二、三	"	西伯郡光徳村東坪一一九〇
"	(英、國)	四三二	牧田 明子	" 六、二、九	"	氣高郡中郷村北河原
"	(理、數)	四三三	森本 俊二	" 大、二、一六	"	東伯郡小鴨村一二五
"	(社)	四三四	西尾 博隆	" 昭四、二、二〇	"	氣高郡東郷村中九八
"	(社)	四三五	谷口 善男	" 昭四、六、一四	"	東伯郡下北條村北尾四四〇

鳥取縣公報 第二千二百三十三号 昭和二十六年八月七日 (第三種郵便物認可)

"	(英、国)	四三六	吉田 進	"	三、一二、一二	気高郡中郷村露谷三八四
"	(職、保体)	四三七	尾崎 謙一	"	三、五、一五	逢坂村会下一五庫
"	(家、理)	四三八	佐々木瑞江	"	五、四、二一	鹿野町鹿野一、三三四
"	(国、英)	四三九	富山 信子	"	五、一、一	瑞穂村下坂本一六六
"	(数、理)	四四〇	岩田 健藏	明四一、	七、二五	鳥取市南本寺町六六
"	(理、職)	四四一	平井 豊則	昭三、	三、三	気高郡松保村良田四三三
"	(社、保体)	四四二	山本 哲夫	"	四、五、二四	千代水村江津六三八
"	(社、家)	四四三	井上 喬子	"	二、一〇、一七	中郷村山田一九五
"	(職、数)	四四四	田中 幸雄	"	二、二、四	末恒村伏野
"	(家、保体)	四四五	岸本 静子	"	三、五、一〇	中郷村吉川二八〇ノ一
"	(国、社)	四四六	下口 昭美	"	二、一、一三	西伯郡日吉津村日吉津六八四
"	( " )	四四七	磯山 尙志	"	四、二、二四	東伯郡大誠村西園一〇七三ノ一
"	(家、保体)	四四八	石原 康子	"	五、二、二〇	福井県遠敷郡今富村和久里四四
"	(函工、社)	四四九	山田 和夫	"	四、一、二八	鳥取県東伯郡下北條村松神
"	(家、保体)	四五〇	太田 律子	"	四、一、二四	西伯郡高麗村今津三二五
"	(社、 " )	四五一	吉岡 俊一	"	五、一、四	東伯郡中北條村国坂四九五
"	(職、国)	四五二	川島 広美	"	五、三、一〇	西伯郡名和村名和一四一四
"	(社、函工)	四五三	藤原 徳昭	"	二、八、二二	東伯郡下郷村勤二二八

"	(保体、国)	四五四	田中 昭明	"	四、一、二一	気高郡末恒村伏野一〇〇〇	
"	(社、英)	四五五	門脇 佑哉	"	三、七、二二	西伯郡渡村一三二二	
"	(保体、社)	四五六	池田 桂助	"	五、一、二〇	境町京町一六七	
"	(職、理)	四五七	田中 隆	"	四、一〇、二四	東伯郡安田村八幡七七四	
"	( " )	四五八	高橋 行真	"	"	一三	西伯郡日吉津村富吉六七四
"	(保体、社)	四五九	永見 允	"	三、五、一五	中浜村小篠津四〇二八	
"	(職、数)	四六〇	高田 義則	大一四、	七、二九	東伯郡倉吉町巖城八四九	
"	(理、 " )	四六一	福井 昭子	昭五、	四、二〇	研屋町二五〇四	
"	(数、理)	四六二	吉田 宏	"	三、九、一二	高城村服部三二八	
"	(国、職)	四六三	西本 一正	"	四、三、二五	倉吉町明治町一〇三三	
"	(社、 " )	四六四	梅津金之助	"	四、八、六	東伯郡由良町大谷一三九一	
"	(家、国)	四六五	大原 時子	"	五、六、二五	西伯郡名和村門前三五	
"	(社、保体)	四六六	渡部 伸	"	三、六、一七	日野郡八郷村丸山二二一	
"	(家、英)	四六七	坂口 君子	"	四、二、八	米子市西福原一五四五	
"	(国、 " )	四六八	三島 賢一	"	二、九、一	西伯郡日吉津村日吉津七二二	
"	(家、保体)	四六九	入江 律子	"	六、二、一	高麗村上万五六九	
"	(数、理)	四七〇	木村 智行	"	三、七、六	境町入船町四五	
"	(音、 " )	四七一	伊藤 甲三	"	四、六、二四	米子市道笑町二丁目二四三	

〃	(函、国)	四七二	森脇 範子	〃	三、二、一六	〃	西伯郡名和村名和八六
〃	(理、数)	四七三	田口晋之亮	〃	大一〇、九、三	〃	余子村竹田七五五
〃	(職、保体)	四七四	遠藤 忠夫	〃	昭四、四、二〇	〃	手間村三崎二二
〃	(英、国)	四七五	菊池 辰郎	〃	三、四、二八	〃	鳥根県松江市朝日町五七四
〃	(理、数)	四七六	田村 敏郎	〃	大二五、九、一八	〃	鳥取県東伯郡倉吉町東仲町二六一四
〃	(英、国)	四七七	浦島 敏允	〃	八、五、二一	〃	〃
〃	(国、英)	四七八	伊藤 幸雄	〃	一一、一一、二七	〃	〃
〃	(社、国)	四七九	上井 忠成	〃	一一、一一、二六	〃	〃
〃	(国、職)	四八〇	岡本 肇	〃	一四、七、二三	〃	〃
〃	(数、保体)	四八一	高見 長昭	〃	昭四、一、二九	〃	〃
〃	(理、〃)	四八二	茅原 茂俊	〃	四、八、二九	〃	〃
〃	(〃、職)	四八三	福田 良徳	〃	二、一、一五	〃	〃
〃	(数、英)	四八四	早栗 公郎	〃	二、八、一一	〃	〃
〃	(職、数)	四八五	松本 敦巳	〃	大二四、四、一八	〃	〃
〃	(英、社)	四八六	野島 初盛	〃	一五、八、一四	〃	〃
〃	(社、職)	四八七	松本 敏明	〃	昭二、一、一	〃	〃
〃	(英、国)	四八八	籤内 陸三	〃	三、五、二七	〃	〃
〃	(社、保体)	四八九	大江 豊	〃	四、九、八	〃	〃
〃							西伯郡法勝寺村掛相一四

〃	(職、社)	四九〇	沢住 道明	〃	四、五、一八	〃	東伯郡大誠村原一一〇
〃	(〃、理)	四九一	原田 勇	〃	大二五、九、二一	〃	米子市米原五四六
〃	(家、保体)	四九二	谷村 末子	〃	昭二、二、八	〃	八頭郡社村安藏三九一
〃	(社、)	四九三	種子 眞一	〃	五、一、二五	〃	東伯郡浦安町浦安二二八
〃	(理、数)	四九四	住吉 員子	〃	五、四、二五	〃	日野郡多里村多里二二九
〃	(社、職指)	四九五	小村 弘彦	〃	大二二、一、二七	〃	西伯郡幡郷村坂長一七七〇
〃	(家、国)	四九六	杉田 延子	〃	昭二、一、二	〃	米子市角盤町四一
〃	(英、理)	四九七	高野 邦親	〃	大二四、一、一六	〃	西伯郡大和村小波八六〇
〃	(〃、社)	四九八	上島 恩	〃	九、一一、一一	〃	〃
〃	(職、)	四九九	内藤 満利	〃	一三、一三、九	〃	〃
〃	(職指、社)	五〇〇	岩田 静夫	〃	八、八、四	〃	〃
〃	(理、数)	五〇一	新見 武彦	〃	一二、一二、一七	〃	〃
〃	(国、家)	五〇二	森畑喜久枝	〃	昭三、九、一六	〃	〃
〃	(函工、保体)	五〇三	松本 鉄三	〃	大三、一、一	〃	〃
〃	(社、職)	五〇四	船越 正二	〃	五、八、一一	〃	〃
〃	(家、国)	五〇五	田中 梶子	〃	一五、一、二九	〃	〃
〃	(社、)	五〇六	古曳吉之介	〃	昭四、一、四	〃	〃
〃	(国、英)	五〇七	佐々木 誠	〃	二、一一、一六	〃	〃
〃							西伯郡余子村高松三一

"	(社)	五〇八	須釜 義光	大一一、五、二五	福島県石川郡須釜村吉字杉内一九
"	(理)	五〇九	角尾 靜惠	五、六、七	鳥取県鳥取市賀露町一〇四七
"	(家)	五一〇	松井 四郎	明四四、二、一	下台町六
"	(家)	五一一	尾崎富美恵	大三、二、二三	"
"	(家)	五二二	上山 織衣	一、一一、一五	気高郡湖山村一四三四
"	(理)	五二三	加藤 喜子	一〇、六、二四	鹿野町七九〇
"	(職)	五二四	瀬尾 武文	明四五、六、二七	日野郡黒坂町黒坂
"	(職)	五二五	鶴岡 保晴	四四、二、二二	愛媛県越智郡盛口村井口
"	(職)	五二六	中野 喜弘	大二三、五、二三	鳥取県日野郡溝口町庄五七二
"	(社)	五二七	守谷 孝正	一五、八、三〇	岡山県都窪郡吉備町下撫川六六
"	(社)	五二八	青戸 雅美	一四、五、一六	鳥取県日野郡山上村笠木
"	(家)	五二九	荻野多恵子	一四、八、一三	兵庫県氷上郡成松町成松
"	(国)	五三〇	江塚 正夫	一一、三、二七	静岡県磐田郡御厨村鎌田三四八
"	(理)	五三一	高山 博信	九、一二、一四	鳥取県東伯郡倉吉町福吉町
"	(社)	五三二	佐竹 勝次	三、一、一三	東京都台東区入谷町二一九
"	(職)	五三三	小林 雄志	二二、七、四	鳥取県東伯郡泊村泊七三九
"	(職)	五三四	赤松 俊昌	一五、八、二二	愛媛県北宇和郡村興野口甲一九三八
"	(国、保体)	五三五	若林 文吾	明四二、三、一八	鳥取県鳥取市鍛冶町一

"	(社)	五二六	中本 正夫	大七、五、二五	西伯郡中浜村佐斐神一三二五
"	(職)	五二七	青木 豊	明四二、四、一〇	小篠津一〇〇〇
"	(国)	五二八	寺沢 要雄	四三、二、五	余子村中野一三七
"	(家)	五二九	石河 道子	大一一、二、一〇	長野県長野市横町三五八、三五九
"	(保体、保)	五三〇	田中 稔	八、九、二三	鳥取県八頭郡国英村三谷一五三ノ一
"	(職、理)	五三一	西垣 寛良	昭三、一〇、一一	鳥取市叶三七四
"	(家)	五三二	溝上 一恵	大六、三、五	青森県三戸郡五戸町愛宕一ノ二二
"	(数、職)	五三三	木代 彰	六、三、二一	岡山県眞庭郡新庄村一一六一
"	(家)	五三四	福内テル子	九、五、六	福岡県築上郡下城井村安武二二六
"	(数、職)	五三五	山口庄一郎	一四、一二、一	鳥取県岩美郡浦富町浦富二九二四
"	(理、職)	五三六	村田 秀一	八、一〇、七	西伯郡淀江町淀江五七〇
"	(職)	五三七	野引 信平	昭三、一、二九	八八〇ノ五
"	(職、理)	五三八	吉次 光郎	明四三、五、九	手間村寺内二八三
"	(数)	五三九	前田 峯一	四五、一、二二	東伯郡倉吉町福吉町二〇三ノ六
"	(家、保体)	五四〇	三枝 まつ	三九、八、二二	泊村泊七五二
"	(理、社)	五四一	倉本 量子	大二三、八、三	西郷村大原五一〇
"	(数)	五四二	赤島 茂	一一、一、七	倉吉町鍛冶町二丁目云杏
"	(国)	五四三	妻藤 澤昭三	二、二三	余戸谷町三〇八八



"	(家)	五四四	三好	万壽	明四四	八、一〇	佐賀県佐賀郡本庄村末次一二五
"	(數、職)	五四五	遠藤	保人	昭三、六	一一	鳥取県日野郡榎市六二九
"	(社、保体、職)	五四六	西村	嘉壽	大九、九	三	米子市錦町一丁目八六
"	(數)	五四七	北村	勇	"二、一、九	"	三〇
"	(國、社)	五四八	前谷	忠順	"二、四、二九	"	西郡天津村福成一〇八二
"	(保体)	五四九	渡辺	幸子	"七、五、二五	"	境町京町一六七
"	(家)	五五〇	世良	良子	"一〇、一、一、五	"	鳥根県飯石郡志々村志津見二三六
"	(理)	五五一	景山	桂子	"五、一二、二、六	"	鳥取県西伯郡境町本町二
"	(社)	五五二	近藤陽太郎	"	"二、二、九	"	東京都千代田区神田若本町六
"	(家)	五五三	西村	道子	"二、二、二七	"	岡山県上道郡三幡村藤崎九〇
"	(英)	五五四	太田	眞輔	明一七、九、六	"	鳥取県鳥取市江崎町九八
"	(職)	五五五	杉本	勝男	大二五、二、二七	"	東伯郡高城村福田四六七ノ二
"	"	五五六	衣笠	巖	昭二、一〇、八	"	上小鴨村鴨河内三六ノ一
"	(國)	五五七	村穂	久義	明四一、一、二八	"	西伯郡大篠津村一三〇六
"	(數、理)	五五八	前田	富	大一〇、一、二八	"	大園村倭八四
"	(社、英)	五五九	有田	実	"元、八、九	"	鳥取市宮長一
"	(社、音)	五六〇	花井	清昭	三、七、一	"	岩美郡浦富町浦富一六九五
"	(國、保体)	五六一	竹本	仁郎	明三八、三、五	"	氣高郡末恒津伏野九七二

"	(社、國)	五六二	田中	友藏	"	"	九八九
"	"、保体)	五六三	白岩	庄市	"	五、五	"
"	(職、理)	五六四	植田	顯	大八、五、四	"	吉岡村妙徳寺九五
"	(社、音)	五六五	菜引	義明	"二五、一、一一	"	勝部村八葉寺一六六
"	(數、理)	五六六	山本	善則	"二三、一〇、二五	"	豊美村大橋二二三
"	"	五六七	糺	哲雄	"九、一、一二	"	大正村古海八三六ノ一
"	(理、英)	五六八	米田	光和	昭四、二、一八	"	鳥取市賀露町一三六〇
"	"、數)	五六九	西垣	迪彦	大二五、三、一八	"	鳥取県鳥取市大榎町五ノ一
"	(數、理)	五七〇	福本	稔	"四、七、一〇	"	氣高郡大郷村金沢四二
"	(音、保体)	五七一	田村	一三	"二、一一、四	"	吉岡村吉岡七六二
"	(理)"	五七二	篠田	正実	"一〇、七、八	"	東郷村中一三五
"	(國、函工)	五七三	和田	範光	明四三、四、五	"	大正村古海(四四〇)並、合併地
"	(英)	五七四	関本	誠治	大二五、二、一八	"	東伯郡橋津村橋津二四六
"	(社、國)	五七五	今西	壽雄	明四三、一〇、一二	"	京都府舞鶴市引土三六四
"	(社、保体)	五七六	川本	澄雄	明四〇、一、一六	"	鳥取県東伯郡旭村森三八二
"	(職、理)	五七七	伊田	英男	大三四、九、一一	"	倉吉町東仲町三三〇ノ一
"	(理、數)	五七八	山星	忠夫	"六、一〇、二五	"	西岩倉町三二二九
"	(英、國)	五七九	木下	治之	"五、八、二二	"	鳥取市御弓町四七

"	(數、理)	五八〇	安養寺保之	"	一四、六、三	"	八頭那賀茂町那家三二四
"	(社、國)	五八一	高橋 昭治	昭	二、二、一五	"	宮谷六九
"	(家、理)	五八二	加藤 政子	大	三、四、二〇	"	氣高郡明治村河内五四七
"	(社、國)	五八三	太田 正明	"	一、二、一四	"	酒津村四一七
"	(理、數)	五八四	岡村 卓郎	"	二、二、七	"	鳥取市立川町一丁目一二八
"	(職、理)	五八五	岸本 克巳	昭	二、六、二七	"	氣高郡酒津村六八八
"	(社、國)	五八六	品川 巖	明	四、二、一八	"	青谷町青谷三一〇六
"	(職、社)	五八七	徳安 堯雄	"	三〇、二、一五	"	氣高郡末恒村伏野一八二一
"	(社、數)	五八八	西山 武徳	大	四、一、二三	"	大正村服部
"	(職、社)	五八九	中尾 太郎	"	七、三、二七	"	東郷村北三四五
"	(保体、家)	五九〇	川西 達雄	"	二、一〇、二八	"	豐実村宮谷二〇一
"	(國、社)	五九一	野浪 安子	"	二、一〇、一五	"	米子市内町一五六
"	(數、職)	五九二	山岡 義久	明	三、八、三二	"	西伯郡大國村絹屋一三〇〇
"	(家、音)	五九三	田村 武男	昭	三、三、一四	"	法勝寺村落合五六九
"	(理、社)	五九四	藤原惠美子	大	二、四、九	"	大國村鍋倉二二二
"	(函工、職)	五九五	提島 俊行	"	二、四、九	"	所子村末吉五六二
"	(國、家)	五九六	細田 龍	"	五、九、一	"	法勝寺村福頼三五
"		五九七	永江志美枝	明	四、三、七	"	手間村官前

鳥取縣公報 第二千二百三十三号 昭和二十六年八月七日 (第三種郵便物認可) 一八

"	(數、理)	五九八	西谷 善忠	明	四、三、二三	"	大國村原六四七
"	(英、國)	五九九	陶山 優	大	一、四、二三	"	天津村清水川二九七
"	(保体、音)	六〇〇	大塚泰次郎	昭	二、三、二	"	福成一四八〇
"	(社、英)	六〇一	佐々木茂雄	大	一、五、六	"	所子村所子一六七
"	(職、英)	六〇二	伊勢田 洪	"	一〇、三、二五	"	平木二四〇
"	(社、職)	六〇三	加藤 延光	"	一、四、二	"	天津村清水川二〇二
"	(職、英)	六〇四	大塚 友聖	"	一〇、二、一九	"	手間村天万五六〇
"	(社、保体)	六〇五	伊藤 達也	"	二、一〇、一六	"	賀野村市山三四二
"	(理、函工)	六〇六	玉木 幹一	明	四、三、二七	"	手間村三崎四八
"	(數、理)	六〇七	長尾 俊郎	大	九、四、九	"	天津村福成一二二八七
"	(保体、職)	六〇八	生田 茂	"	一、五、六	"	淀江町六六八
"	(職、數)	六〇九	綿尾 穰	昭	三、九、三〇	"	米子市立町二丁目七六
"	(社、國)	六一〇	島田 義治	大	一、五、二〇	"	日野町七九
"	(職、數)	六一一	福原 長	明	四〇、一、三	"	西伯郡大國村原六九三
"	(社、國)	六一二	村河 三雄	大	一、五、一〇	"	米子市上福原一〇四一
"	(英、國)	六一三	瀬田 照正	"	二、一、一九	"	鳥取市藥師町三四
"	(音、理)	六一四	山田 潔	"	二、六、一〇	"	
"		六一五	横山 勇	明	四、一、二	"	

鳥取縣公報 第二千二百三十三号 昭和二十六年八月七日 (第三種郵便物認可) 一九

〃	(國工)	六二六	青戸 思季	〃四二、	六、二八	〃	米子市錦町三丁目三八一
〃	(理、數)	六一七	佃 忠數	大二、	二、一七	〃	島根県磯地郡五箇村久見二六七の三
〃	(社、國)	六一八	遠藤 克明	〃一五、	九、一八	〃	鳥取県米子市西町一〇四
〃	(國)	六一九	常平 一三	〃七、	三、一六	〃	島根県隠地郡都万村都万一七六一
〃	(數、理)	六二〇	宮原 敏直	〃一〇、	六、一五	〃	鳥取県東伯郡八橋町德万三〇三ノ二
〃	(職、理)	六二一	宮部 忠雄	明四二、	一一、二九	〃	氣高郡美穗村下味野三四八
〃	(理、數)	六二二	漆原 駿吉	大九、	八、一五	〃	八頭郡西郷村小河内三九〇
〃	(數、理)	六二三	安井 吉一	〃一四、	四、一	〃	〃 用瀬町用瀬三五九
〃	(社、國)	六二四	山崎 樹	〃一五、	七、一一	〃	〃 大村鷹狩六七
〃	(英、國)	六二五	松田 重雄	明四〇、	二、一五	〃	鳥取市西町二九四
〃	(數、理)	六二六	倉光 忠雄	大一一、	一、九	〃	東伯郡倉吉町住吉町二五
〃	(英、國)	六二七	山本 恭正	〃九、	四、一〇	〃	〃 上北條村中江八七
〃	(社、國)	六二八	筏津 渡	〃一二、	一、一	〃	〃 灘手村尾原四二二
〃	(國、社)	六二九	杉谷 孝	〃三、	八、八	〃	富山県富山市千石町一九七
〃	(音、國)	六三〇	村岡すみゑ	〃三、	二、二三	〃	鳥取県氣高郡鹿野町鹿野一三八一
〃	(社、國)	六三一	中嶋 実	〃一五、	九、七	〃	東伯郡灘手村上神八五九
〃	(保体、國)	六三二	羽根田義之	〃九、	一一、二三	〃	〃 大誠村東園四二三
〃	(英、國)	六三三	山岡 康之	〃一三、	八、四	〃	〃 三德村片柴九七二

〃	(社、職指)	六三四	石井 重信	明四二、	一二、二五	〃	〃 上小鴨村広瀬一六七
〃	(音、國)	六三五	佐々木那次郎	〃三一、	一、二五	〃	〃 藏内八九
〃	(數、理)	六三六	米原 理	大一一、	三、二〇	〃	〃 花見村長江八五四
〃	(英、保体)	六三七	吉田 巖	〃一一、	二、一八	〃	〃 灘手村別所二五〇ノ三
〃	(理、國)	六三八	中嶋 謙二	〃四、	一〇、三	〃	〃 小鴨村小鴨八六
〃	(社、保体)	六三九	伊東 敏行	〃一三、	九、六	〃	〃 上北條村新田一一一
〃	(數、社)	六四〇	岸田 明敏	〃七、	五、六	〃	〃 氣高郡中郷村露谷九八ノ一
〃	(理)	六四一	八田 博正	〃一五、	九、七	〃	〃 東伯郡西郷村上余戸一五五
〃	(理、數)	六四二	伊佐田達之	昭二、	一〇、三〇	〃	〃 倉吉町湊町二八八ノ一
〃	(社、職)	六四三	徳本 正義	明三五、	三、二六	〃	〃 下郷村三保三七九
〃	(國)	六四四	山田 昌夫	〃四三、	三、二	〃	〃 氣高郡瑞穂村宿
〃	(數、理)	六四五	佐藤 英雄	〃四三、	六、二八	〃	〃 西伯郡成実村奥谷四五七
〃	(國)	六四六	池田日出夫	大一一、	二、二	〃	〃 境町相生町五三
〃	(保体、理)	六四七	土田 秀善	〃三、	四、八	〃	〃 鳥取市吉方四九三
〃	(職、社)	六四八	山本 篤祐	明四〇、	一〇、二	〃	〃 岡山県阿哲郡新見町新見二二一三
〃	(社、職)	六四九	福田 廉藏	〃四二、	一一、七	〃	〃 鳥取県鳥取市魚町尻七
〃	(國、英)	六五〇	谷本 雄道	大七、	二、一二	〃	〃 岩美郡浦富町浦富一五〇七
〃	(理、數)	六五一	広谷 良己	〃一二、	二、二八	〃	〃 一八九四

〃	(社、職)	六五二	小谷和太郎	〃	八、七、一	〃	浦富一三六〇
〃	(保体、音)	六五三	北村 広美	〃	一三、一一、三〇	〃	福部村海士六〇四
〃	(数、英)	六五四	福美喜八郎	〃	五、一〇	〃	本庄村太田一七九
〃	(国、社)	六五五	稻葉 栄康	〃	一四、八、一〇	〃	大岩村大谷四九四
〃	(数、英)	六五六	村田 茂	〃	一三、一〇、一八	〃	鳥取市鏡片原町一
〃	(社、理)	六五七	浜口 一恵	〃	一五、三、二〇	〃	岩美郡東村大羽尾二三三
〃	(家、音)	六五八	平尾美咲子	〃	二、六	〃	八頭郡智頭町市瀬一三三〇
〃	(国)	六五九	遠藤 辰一	〃	明四〇、四、一七	〃	東伯郡東郷村小鹿谷七〇
〃	(職、職実)	六六〇	岡島 三郎	〃	四一、七、二九	〃	鳥取市吉方町一八七ノ一
〃	(国、社)	六六一	山下 美男	〃	三〇、一〇、一〇	〃	〃 新品治町五三
〃	(社、国)	六六二	近藤 正史	〃	大 三、六、三	〃	岩美郡福部村南田一六三
〃	(国、函工)	六六三	上山 二郎	〃	明三七、七、一三	〃	鳥取市川下町四三
〃	(音)	六六四	山本 篤誠	〃	三九、二、二〇	〃	八頭郡八上村曳田八五五
〃	(社、国)	六六五	西尾 憲雄	〃	四三、六、一五	〃	気高郡松保村岩吉二五〇
〃	(函工、保体)	六六六	加藤 幸治	〃	大 六、四、二〇	〃	〃 豊実村嶋一〇二
〃	(家、保)	六六七	田村 欽子	〃	昭 二、四、二〇	〃	米子市角盤町二丁目六九
〃	(理、職)	六六八	山根 幹世	〃	四、一〇、二九	〃	八頭郡大伊村殿二二七
〃	(音)	六六九	浜部 基次	〃	大 九、二、一六	〃	鳥取市元大町九

〃	(、数)	六七〇	柿田 明	〃	一、一、一三	〃	八頭郡家町那家六六三ノ一
〃	(社、国)	六七一	保木本壽生	〃	明四三、五、一七	〃	〃 八東村三浦一七七
〃	(職)	六七二	遠藤 彰	〃	三九、九、二八	〃	日野郡溝口町溝口二一〇
〃	(国、社)	六七三	岩崎 守雄	〃	二、二四	〃	〃 父原二〇五
〃	(職、保体)	六七四	亀尾 公男	〃	昭 三、一、一七	〃	西伯郡天津村福成五一〇
〃	(、社)	六七五	桑村 知義	〃	大元、一二、二四	〃	〃 東長田村中三六四
〃	(数、職)	六七六	田中 教恵	〃	昭 三、九、二五	〃	〃 果村福万二〇六
〃	(音、英)	六七七	田口 親	〃	四、一一、二九	〃	〃 余子村福定三七〇
〃	(職、社)	六七八	三宅 泰夫	〃	三、九、二一	〃	〃 外江町元本町二七九四
〃	(家、保体)	六七九	米山 静江	〃	五、六、七	〃	〃 所子村所子一一二ノ一
〃	(社、露)	六八〇	山本 幹人	〃	大五、一二、一六	〃	〃 巖村浦津二三八
〃	(国、社)	六八一	村上 勳	〃	昭 五、二、二二	〃	〃 所子村所子一六六
〃	(理、数)	六八二	遠藤 穆彦	〃	大 三、一、一七	〃	〃 東伯郡旭村小河内八一五
〃	(国、音)	六八三	桑野 資郎	〃	昭 四、一、六	〃	〃 社村秋喜六六
〃	(社、函工)	六八四	大西波津枝	〃	五、三、三	〃	〃 気高郡美穂村朝月七八
〃	(保体、)	六八五	大下 武志	〃	大 四、九、一三	〃	〃 向国安二五六
〃	(理、数)	六八六	三谷 理三	〃	明 三、二、一二	〃	〃 鳥取市東町四四
〃	(保体、国)	六八七	小林 博男	〃	大 二、四、一、六	〃	〃 気高郡美穂村朝月八五

英	六八八	祖父江銀次郎	明四〇、四、七	名古屋東区七小町七四
職、理	六八九	藤原 実	大二〇、一一、二七	鳥取県八頭郡智頭町西野三六六
理、社	六九〇	長谷川益一	二五、一、一四	社村屋住二七八
農、理	六九一	千本 誠治	九、一一、一八	八東村才代九
職、実	六九二	中瀬 巴	七、五、一八	東伯郡倉吉町下田中一三八
家、国	六九三	永田 英子	二五、一一、二六	小鴨村岡田三二三
家、保体	六九四	中村 義子	昭五、九、二三	大誠村原八三一
国、英	六九五	前田 昌徳	大二三、四、二九	米子市愛宕町二九
社	六九六	山田 一男	昭五、二、一	東伯郡浦安町中尾四八二
音、家	六九七	豊島 悦子	三、一〇、一五	西伯郡逢坂村上市二七四ノ三
職、保体	六九八	小谷 廉	三、六、二九	東伯郡下山村下甲三七七
数、理	六九九	小西 清登	大二四、五、一二	西伯郡光徳村豊成七四八
保体、社	七〇〇	田中 進	昭四、一、二	東伯郡八橋町田越三八
社、職	七〇一	林原 斉	大一二、四、一七	西伯郡名和村加茂一八
職	七〇二	押村 孝麿	一一、九、七	庄内村押平一七〇
社、職	七〇三	杉原 尙礼	昭三、一〇、二一	富長七一
国	七〇四	三谷 繁市	大三、五、八	東伯郡大誠村瀬戸四〇九
数、英	七〇五	白石 作重	二三、一一、二八	西伯郡所子村平木九六

理、数	七〇六	船原 忠正	二四、二二、一八	御來屋町九一一
家、保体	七〇七	田中 美子	昭三、五、一九	九六八
数、理	七〇八	岩宮 義則	大一二、一〇、二〇	米子市灘町二ノ七九
家、保	七〇九	石谷 宣子	昭三、一、一一	鳥取市西品治四一一
社、職	七一〇	寺西 久尙	大二五、九、二五	岩美郡大岩村岩本三四三
理、数	七一一	岡崎 澄男	二五、七、一〇	岩井町白地四八三
国、社	七一二	高橋 久典	昭三、一一、一九	日野郡多里村湯河二〇五ノ二
保体、家	七一三	永井喜美子	四、四、一三	二部村畑池四八六
社、職	七一四	山下 利明	五、三、一二	東伯郡由良町妻波一三一七ノ一
職、保	七一五	田蓑 千枝	明四〇、一一、一〇	気高郡鹿野町鹿野
家、保体	七一六	松村 忍	昭五、二二、一〇	東伯郡宇野村七七三
家、国	七一七	西川 幸子	四、三、二二	岩美郡本庄村恩志二一八
保体、社	七一八	明徳 邦雄	四、七、二五	東伯郡八橋町八橋
職、社	七一九	横山昭太郎	五、二、二三	古布庄村法万二六四
数	七二〇	梓島 栄	四、二、二六	鳥取市古市二二三
音、体	七二一	小杉 澄子	三、三、一〇	西伯郡巢村福万三三四
数	七二二	高見 義数	大二四、八、一	光徳村東坪一〇七五
国	七二三	永井 宏徳	昭二、一二、一一	米子市加茂町一丁目三〇

〃	(數)	七二四	広江	彰	大二三、二一、一六	〃	〃	寺町四〇
〃	(理)	七二五	三浦	忠孝	〃元、八、一六	〃	〃	灘町二丁目二四
〃	(社、國)	七二六	内田	順三	昭五、三、一八	〃	〃	西伯郡彦名村一九〇五
〃	(英、社)	七二七	間島	弘道	〃三、一、二九	〃	〃	米子市上福原一〇一七
〃	(數)	七二八	佐々木	肇	〃四、六、四	〃	〃	西伯郡境町末広町六七
〃	一級(國)	一六	藤井	克一	大元、八、一〇	〃	〃	山口県徳山市久米三三八八
〃	(數、理)	一七	鮫島	千代策	明二六、八、一六	〃	〃	熊本県天草郡富岡町三〇五四
〃	(英、國)	一八	井奥	好太郎	〃三七、一一、二一	〃	〃	島根県周吉郡中條村上西坂ノ下六
〃	(社)	一九	富永	博	大八、二、二一	〃	〃	鳥取県米子市富士見町四
〃	(數)	二〇	倉信	敏	〃六、五、二四	〃	〃	八頭郡八上村天神原二三四
〃	高等学校(數、工)	二八八	永美	安健	大一一、四、一一	〃	〃	鳥取県岩美郡浦富町浦富
〃	二級普免	二八九	田淵	晴美	昭五、一一、二	〃	〃	東伯郡高城村
〃	(農、理)	二九〇	古城	浩三郎	明四〇、三、二三	〃	〃	新瀉県佐渡郡小木町小木六九六
〃	(函、工)	二九一	影山	俊	〃三九、一一、七	〃	〃	鳥取県西伯郡庄内村高田五九六
〃	(農、社)	二九二	近藤	正史	大三、六、三	〃	〃	岩美郡福部村南田一六三
〃	(社、保体)	二九三	阿部	信文	明四〇、二、二四	〃	〃	西伯郡余子村高松一五三
〃	(農)	二九四	中井	祐治	〃四〇、一一、三	〃	〃	東伯郡倉吉町四谷一二〇ノ一
〃	(理)	二九五	吉田	勳	大五、三、一二	〃	〃	上北條村中江一八五

〇鳥取縣教育委員會告示第十八号

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則第十九條の規定による講習單位修得証明書の交付手続を次のように定める。

昭和二十六年八月七日

鳥取県教育委員會

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行

法施行細則第十九條の規定による講習單位

修得証明書の交付手続

一、單位修得証明書(第五号様式)の交付を受けようとする者は別記單位修得証明願(第十六号様式)に各所で取得した單位修得証明書を添え、所屬長を経由の上

教育委員會に提出しなければならない。

二、教育委員會は前項の願を受理したときは提出された單位修得証明書が上級免許取得に該当するか否かを検討し、処理の後提出された單位修得証明書は出願者宛返却する。

三、教育委員會は検討の結果、上級免許取得に可能な

所要單位を充足していることが判定されたときは、所轄庁としての証明をなし、所屬長を経由して出願者に交付する。

(別記)

第十六号様式

單位修得証明願

本籍地

勤務學校又は現住所

氏名

私は左記免許状の出願に必要な單位修得証明書を交付していたゞきたく証拠書類を添えてお願いいたします。

記

出願しようとする上級免許状の種類

免許状)

昭和 年 月 日

右氏

名印

鳥取県教育委員會殿

00319

◇鳥取縣教育委員會告示第十九号

昭和二十六年度大学入学資格検定を次のように実施する。  
昭和二十六年八月七日 鳥取縣教育委員會

一、検定場

鳥取市東町

鳥取県立鳥取西高等学校(旧鳥取一中校舍)

二、検定施行期日

自昭和二十六年十月四日

七日間

至〃 十月十日

三、出願期日

自昭和二十六年八月 十日

至〃 八月二十日

四、受検科目

十四科目

受検科目	受	検	科	目
区分の属する科				
資格検				
方法				

第一類	第二類	第三類
国語 社会 保健体育	国語 数学 理科	社会 数学 理科 農学 工業 商業 水産 家庭
国語(甲) 一般社会 保健 体育	国語(乙)、漢文のうち受検者の選択する一科目 日本史、世界史、人文地理、時事問題のうち受検者の選択する一科目 一般数学、解橋(1)、幾何、解橋(2)のうち受検者の選択する二科目 物理、化学、生物、地学のうち受検者の選択する二科目 英語、ドイツ語、フランス語、中国語のうち受検者の選択する一科目 日本史、世界史、人文地理、時事問題	一般数学、解橋(1)、幾何、解橋(2) 物理、化学、生物、地学 総合農業 機械一般、電気一般 簿記会計 水産一般 一般家庭
筆記	筆記	筆記

◎第三類の科目(第二類で選択した科目を除く)のうちから受検者の選択する三科目

00320

五、受検科目の一部免除

規程に定める者に対しては受検科目の一部を免除する。

六、受検手数料

参百円(必ず収入印紙を用い、収入印紙は受検願書にはること。)

七、受検手続

志願者は鳥取県教育委員会事務局教務課(以下教務課という)から受検願書、履歴書用紙を受領し必要書類を添附して出願期日内に教務課に必着するよう提出すること。  
出願期日外には絶対受理しない。

八、其他

詳細については教務課又は教育委員会事務局支所に店頭或は返信料を添えて照会すること。  
(参照、昭和二十六年六月二十二日官報第七、三三四号)